

近代日本国家の成立と「四民平等」論

今西 一

はじめに

私は、昨年の三月一日から今年の二月二十八日迄、韓国の忠南大学校に交換教授として赴任していた。韓国でも、藤岡信勝氏ら「自由主義史観」研究会の活動は、度々マスコミで報じられていた。忠南大学校の友人たちは、藤岡氏らが「国益」ということを盛んに主張しているが、「従軍慰安婦」などを否定する彼らの言動は、アジアのなかでの日本の立場をますます悪くし、日本の孤立化を深めるのではないのか、と心から憂慮してくれた。

私は帰国してすぐに、藤岡氏らの著書を読んで、その荒唐無稽さにあきれ果てたし、既に藤原彰・森田俊男編『近

現代史の真実は何か』（大月書店、一九九六年、以下藤原Aと略）という優れた批判の書があることも知ったので、私が出る幕ではないと考えていた。しかし、本誌編集部の強いですすめもあり、アジアの友人たちの疑問に答えるためにも、この一文を草することにした。

一 「東京裁判」コミンテルン史観への批判

藤岡氏は、「ほかならぬ私自身、長い間、反日歴史教育のサティアンに住人だった」（同『汚辱の近現代史』徳間書店、一九九六年、八五頁、以下藤岡Aと略）として、その「社会主義的幻想」や「一國平和主義的幻想」が、東欧社会主義の解体や湾岸戦争の衝撃によって破壊されたことを

語っている(同右、九九―一〇〇頁)。

しかし私が、まず最初に驚かされたのは、彼が学んだという「マルクス主義」的歴史観の幼稚さである。藤岡氏は、山県有朋や「伊藤博文などを含むこの時期の日本の国家指導者たちを、極悪非道なマフィアの一味でもあるかのようにイメージしていた」(同右、五三頁)と述べているが、これこそ彼の言う「善玉・悪玉史観」のさいたるものである。

しかも藤岡氏は、日本近代を「暗黒」と「自虐」で描き出す「暗黒―自虐史観」を、コミンテルン(国際共産党組織)が作り出し、それを一九二七年と三二年のテーゼによって日本共産党に与え、そして歴史叙述したのが日本共産党系の「講座派」マルキストであったとする(同右、七〇―七二頁)。また戦後、その「ソ連の国家利益に由来する『コミンテルン史観』」と、「アメリカの国家利益を反映する『東京裁判史観』」とが、「日本国家の否定」という共通項を媒介にして合体し、それが戦後歴史教育の原型を形づくった(同右、七七頁)という珍説を展開している。

しかし、戦後のマルクス主義歴史学のなかには、私は必ずしも賛成ではないが、井上清氏のように、明治維新の意義を、日本人民が「近代民族・国民として自由と統一と独立をたたかいたる画期的前進の第一歩」(同『日本現代史』明治維新)東京大学出版会、一九五一年、一六頁)に求め、

そこから西郷隆盛らの「民族的自覚」を高く評価する論者もいる(同『西郷隆盛』上、中公新書、一九七〇年)。

藤岡氏が、「マルクス主義者の陣営の中でも日本共産党系のいわゆる『講座派』に属する歴史学の中心人物」(藤岡A、八六頁)と評している遠山茂樹氏もまた、日本資本主義論争を、「明治維新がブルジョア革命であったかどうか、あるいは明治維新の結果成立した天皇制が絶対主義権力であるかどうか、また明治維新において封建的土地制度が撤廃されたかどうかという問題の究明は、一九〇〇年前後の日本帝国主義の成立にいたる全過程を包括する統一的視野のなかでおこなわれる必要がある」(同『明治維新と現代』岩波新書、一九六八年、四八頁)とし、長いスパンで考える重要性を提起している。

少なくとも今日、明治維新が近代的な変革であり、資本主義への途を開いたものであることを否定する歴史家は殆んど存在しないであろう。また明治期の国家権力を、コミンテルンの二七年テーゼや三二年テーゼで言う「絶対主義」論で解けるなどと思っている歴史家も皆無であろう。藤岡氏は、幻の「コミンテルン史観」なるものと聞いているとしか言えない。

私はむしろ、イギリス史の木畑洋一氏が、遠山氏らの視点を発展させて、「強調すべきは、日本自体が帝国主義の時代をつくり出していく大きな要因となったという点であ

る」と指摘していることを重視したい。木畑氏は――

一八七〇年代以降が帝国主義の時代と呼ばれるゆえんは、(略)ヨーロッパにおいて、ドイツが、イタリアが、ベルギーが、植民地の獲得に乗り出したのであり、アジアにおける日本の朝鮮半島に対する行動も、これらと軌を一にした動きであった。この帝国主義時代の様相は、一八八〇年代にアフリカでの植民地獲得競争が激化する事によってはっきりとその姿をあらわしてくる。

としている(藤原A、四〇頁)。日本近代史の最大の特質は、北海道・沖縄や台湾の領有から始まって、早期に国民国家が帝国主義権力に転化していったことにある。このことを、同時期の世界的条件のなかで考えていくことは、なんら「暗黒史観」でも「自虐史観」でもない。むしろアジアにおける最初の近代的な「帝国」を作った日本の近代史を解明することこそが、今日のアジア諸国に対する重要な責務だと考えている。

また藤岡氏は、「占領と米軍による日本人『洗脳』作戦がマルクス主義の近現代史像を国民的規模で受容する条件をつくり出した」(同「近現代史教育の改革」明治図書、一九九六年、五三頁、以下藤岡Bと略)として、「東京裁判史観」を批判する。この「東京裁判史観」論は、既に栗屋健太郎氏も指摘しているように、「その論旨は日本近代史学者の伊藤隆氏の論説の引き写しである」(藤原A、一五八頁)。

そして、東京裁判の判決は、「日本の支配層は極端な軍国主義者と、穏健な政治指導者のグループに分けられ、この両者の拮抗と、後者の最終的敗北によって真珠湾へのドラムが形づくられ」、「穏健派」(『親英米』)の政治家、外交官、官僚、重臣、財界人などは戦争責任を免罪されている(藤原A、一五九頁)。何より昭和天皇その人の戦争責任が追及されていないのである。これと天皇制の廃止を掲げた「コミンテルン史観」を、どうして同一視できるのであろうか。

また私は、戦後教育を「日本人『洗脳』作戦」と位置付け、日本人全体のマインド・コントロールが可能であった、とする藤岡氏の民衆観そのものにあきれ果てる。いな、このような民衆蔑視のもち主が、「教育学者」を名のつていることに、戦慄をさえ覚える。藤岡氏のデイベート(討論)教育とは、生徒の「洗脳」やマインド・コントロールを目指すものなのだろうか。そして、日本の文部省が、戦後一貫して「コミンテルン史観」なるもので生徒を教育してきたという珍説には、常軌を逸していると言いか言いようがない。

二 明治時代は「四民平等」の社会か

藤岡氏は、「明治維新は日本が西欧列強の圧力のもとで、

植民地の危険を回避し、自前の国民国家をつくり上げた偉大なナショナリズム革命であった」(藤岡A、七八頁)とする。

藤岡氏の歴史認識のあやふやさについては、既に藤原彰氏が批判している。藤岡氏は、一八七一年の廃藩置県の意義として、「年貢がすべて政府に集まることになったり、藩から武士に支給される給与(禄)はなくなる。廃藩置県は禄を食んで暮してきた武士とその家族一九〇万人の一举大量解雇を意味した。(略)廃藩置県は二七〇人の全大名一せいのクビ切りでもあった。要するに、武士階級そのものを一夜にして消滅させた大変革が廃藩置県にほかならなかった」(藤岡B、四一頁)と述べている。

藤原氏は、「これは一八七一年の廃藩置県と、一八七六年の秩禄処分を取り違えている初歩的な間違いである」と指摘している。「藩を廃止した結果、政府は旧藩に関することをすべて引き継ぎ、士族卒に支給していた家禄は政府が負担して支給することになった」のである(藤原A、二二頁)。これは、藤岡氏が司馬遼太郎氏の文章を、そのまま引き写した結果、生じた誤りでもある(同「明治」という国家」上、NHKブックス、一九九四年、二二六頁)。

この藤原氏らの批判に、まともな答えようともせず、「自由主義史観」研究会は、「たとえば封建身分制の撤廃に関するこの時期の施策をみると、一八七〇年には平民に

も苗字を許し、誰でもが、何の某^{なまじ}という姓と名をもつようになった(略)一八七一年には散髪脱刀の自由を許可。(略)またエタ・非人の解放、人身売買を禁じ、一八七二年には娼妓の解放、七年以上の徒弟奉公の禁止などのこともやった」等々の例をあげ、「身分差別の撤廃は急ピッチで進められ、封建身分制は完全に解体した」とし、「差別はもはやなくなつた」(小笠原幹夫「明治日本は希望に満ちた明るい時代であった」『近現代史』の授業改革)四、明治図書、一九九六年、二〇頁以下小笠原Aと略)とまで極論する。



靴直しの職人
(『画報 日本近代の歴史 3』日本近代史研究会編、三省堂より)

明治維新によって封建的身分制が解体されたのは事実であるが、それと同時に民衆が近代天皇制国家に呪縛されていく側面を見ないのは、あまりにもオプテミスチックな近代解放史観である。

姓が許されたのは、刑務所のなかでの囚人を区別する必要から生じたものであり、エタ・非人の「解放令」が出された後も部落差別が現存し、娼妓「解放令」の直後に「貸座敷規則」を出して「公娼」制度を再編した、という事実



四民平等の空想 (明治四年八月十八日)
 四民平等の空想を出したとき、或山間の郷土で、
 本親として小作人を常に不敬に扱ってきたところ
 主君を以て自在して
 る大地主が憤慨して
 平等親君の名を以て
 小作人を招き、和歌の
 席（洗）た庭（庭）酒
 を盛む、酒めた、世
 を盛むの内に、
 ると地主が（種）ものは
 決つたつて、百姓も、通判君
 等をつて、次第に、
 な、横暴な言語を吐いたま
 うぞ。

が、どうして視野に入っていないのだろうか。そして何より、天皇・皇族・華族・士族・卒族・平民といった「身分制」を、なぜ設定する必要があったのだろうか。

「断髮令」についても、小笠原氏の評価は、あまりにも近代主義的である。維新政権は、「裸体禁止令」や「断髮令」などの文明開化政策を展開するが、私はこれを一種の「国民」の身体創出過程だと考えている。伝統社会の民衆は、「ナンバ」と言って、右足を出す時には右手、左足

を出す時には左手を一緒に出すといった歩き方をしていた。また草鞋も、前半分しかない「足半」をはいており、踵を上げて歩いてきた。上野の西郷隆盛の銅像は、この足半をはいている。したがって行進したり、走ったり出来なかったのである。このような伝統的身体を改造して、「国民」的身体を創り出すことに、学校や軍隊は必死に努めている。近代天皇制国家は、前近代社会よりも深く「国民」の身体や心性を規律化・訓練化していったのである（拙著『文明開化と民衆世界』雄山閣出版、一九九七年参照）。

しかし、このような「文明化」政策に対して、民衆は「新政反対一揆」を起して反撥している。一八六八年から七七年迄の一揆件数は四九九件で、これは近世の三二二二件の一五%強にあたっ

ている。明治の初年は、まさしく「百姓一揆」の時代と言える時期であった。しかも一八七一年からの「新政反対一揆」では、一揆の規模が増大し、七三年の筑前竹槍一揆では、三〇万人の人々が起ちあがっている(拙著『近代日本の差別と村落』雄山閣出版、一九九三年参照)。小笠原氏らは、この「新政反対一揆」をどう評価しているのだろうか。

また「断髪」令は、アジアにも大きな波紋を生んでいる。日清戦争によって清の勢力を排除した日本は、一八九四年七月に成立した開化派金弘集政権のもとで、甲午改革と呼ばれる近代化政策を推進する。この時に実施された「断髪」令は、おりからの閔妃暗殺事件とかさなつて、朝鮮民衆の猛烈な反撥をまねき、九六年一月から各地で反日・反開化派の義兵運動が起つている。「文明化」政策の滲透というのは、小笠原氏らが考えるほど、簡単な問題ではない。

小笠原氏は、地租改正に対しても、「地租改正は、明治新政府が近代市民社会にふさわしい租税・土地制度の確立を目指した大事業であった。新政府は、封建領主制を廃止し、農民の土地所有権を法認した。すなわちブルジョア的な土地革命が行われ、土地が商品化されたのである」(小笠原A、二〇頁)と、手放しで評価する。

しかし、丹羽邦男氏の名著『土地問題の起源』(平凡社

一九八九年)が明らかにしたように、地租改正は全国各地に存在していた様々な土地慣行を否定していった。神奈川県「草刈」「層掻」慣行、京都府や兵庫県の「田地端蒔」「わち蒔」慣行、関東の「木陰蒔り」慣行など、従来の水田(耕地)と土地の利用・結合関係が否定される。

そして、京都府下の与謝郡伊根村などの鰯刺網漁などでは、海岸の「風除林」が個人的な所有に移されることになつて、風除林の(「魚付林」とも呼ばれていた)の日陰を利用して行なわれていた「育てる漁業」が解体するとともに、人々は風水害の危機にさらされるようになった。

また、地租改正による官民有区分は、広く山間各地を巡歴し、独自の社会を作っていた、杣・木地師・「山家乞食」(広島県)・「亡人」といった「諸国流民」の生活を破壊していった。同時に五〇万町歩(五〇万ヘクタール)はあつた焼畑を厳禁し、「山の民」の生活に、大きな変化をもたらした。

地租改正が「農民の土地所有権を法認した」と言つても、明治政府が、一八七四年一二月迄に三六府県着手中で地租改正を完了していたのは二県一郡であつた。そのうえ新地租が旧賃租より一六%の減租の見込みと知つて、強力な巻き返しを図っている。七五年五月、大蔵・内務両省の間に地租改事務局が設置され、本局から各地に係官を派遣して指導・監督にあたつた。同年七月八日に「地租改正条

例細目」を制定し、収穫調査を農民の申告方式から中央が地方に押し付ける「押付反米」に切り換えた。その結果生じた、高地価＝高地租に対して農民が怒り、一八七六年には三重県の伊勢暴動や茨城県の真壁騒動などの大規模な「地租改反対一揆」が起っている。京都府下の丹後地域などでは、一三年間の粘り強い請願運動によって、地価修正を勝ちとっている(拙著『近代日本成り立ちの民衆運動』柏書房、一九九一年)。

このように、明治政府は近代法をテコにしながら、民衆の生活を抑圧し、その実施過程において極めて暴力的な体質を露わにしている。この「暗部」を明らかにしていくことが、「暗黒史観」と言われるなら、私は喜んで「暗黒史観」に組みたいと考えている。

三 明治前半期は「自由主義」の時代か

藤岡氏はまた、「明治前半期の経済発展は、基本的には民間の活力をのばす自由主義的経済政策の成功によってもたらされ」(藤岡A、七八頁)たとしている。

そして、安場保吉氏の数量経済史(クリオメトリックス)の方法を使って、「日清戦争前、一八八八―九二年の期間の中央政府財政支出の対GNP比は、平均七・九%になっていた。これは、イタリアの一三・二%やスウェーデンの

一二・五%よりはるかに小さく、イギリスの六・〇%に近い数字である。つまり、明治国家の本来の姿は、「小さな政府」であり、イギリスなみの「夜警国家」だった」と断言する。

また「強兵」についても、「一八八八―九二年の期間における恩給・年金を含む軍事費の対GNP比率は二・三%にすぎなかった。この比率は、驚くべきことに、平和憲法下の一九五四―五六年の軍事費・GNP比率二・七%よりも小さ」かったとして、日清戦争前の日本を「軍事小国」であったと結論する(藤岡B、一四六頁)。

これは数字の「魔術」で、既に浜林正夫氏も指摘しているように、この時期の財政支出の規模を、人口比で見れば日本一〇〇・〇%に対して、イタリア一二七・六%、イギリス七一・八%、スウェーデン一九・〇%となる。「日本政府の財政規模はイタリアについて第二位であって、けっして『小さな政府』では」なかった。

また日清戦争前の日本が、「近代的な兵器(軍艦を含む)・装備においてきわめて貧弱なものしかもてなかった軍事小国であったことは至極当然の歴史的事実である。しかし、一八八八年の一般会計に占める直接軍事費の割合は二八%であったが、日清戦争時には六九・二%、六五・五%にふくれあがり、日露戦争時には八一・八%と八二・三%にまで膨張する(藤岡A、一七四―一七六頁)。まさに

国力をかけた「総力戦」への対応であり、急速な軍事大国化である。このような条件の違う数字を、一時期だけ比較して、歴史的な性格を云々できると考えている所に、数量経済史のワナがある。

なにより明治前半期の経済を、「自由主義」と規定するのは無理である。周知のように、徒手空拳で権力をとった明治政府は、戊辰戦争の軍事費、行政費、および家禄の支給などを合わせると三〇〇万兩を越える支出がありながら、収入はその一割強の三六〇万兩にしか過ぎなかった。不足した二七〇万兩の約九〇％は太政官札の発行によって補い、他は近畿の豪商から借金していた。

そもそも太政官札（金札）発行の機関たる商法司（商法会所が、三井・小野・鴻池などの豪商によって構成されていた。金札の貸し付け形式は、調達した御用金の領取書を引き当てとして同額の金額を貸し付けるか、貸付額の半額に相当する正金を収めさせ、残りの半額は土地店舗を抵当として貸し付けた。金札貸付けの目的が、御用金の調達にあることは明白であった。

しかし、正金の準備を欠く太政官札の流通は停滞し、金札一〇〇兩は正金四一兩で交換されることになった。金札で俸給を支払われていた官吏は、両替店でこれを正貨に換え、政府自ら東北・江戸の内乱を鎮定するための軍事費を得るために、秘かに商人を通じて金札を正貨に換えていた

のである。金札は強制的な不換紙幣の性格をもっていたのである。

この明治初年の財政を担当した由利公正は、内外からの批判もあって、一八六九年の一月に職を退いた。この由利財政を、藩札発行を全国化しただけの単なる封建時代の亡霊と呼べるだろうか。私は、彼の素朴な紙幣主義（インフレ政策は否定されても、彼を出発点とした「財政権力と財閥資本との結びつきによって行われる財政政策」殖産興業政策は明治時代を通じて一貫した政策であった）（島恭彦『大蔵大臣』一九四九年、『島恭彦著作集』第三巻、有斐閣、一九八二年、二五八頁）と考えている。政府が「政商」（財閥）資本と癒着し、彼らを基盤として財政権力を確立していった所に、戦前日本の国家権力と資本主義との最大の特色がある。

しかも、その「政商」を肥えふとらせたのも政府である。例えば三菱は、土佐藩の郷士岩崎弥太郎が、幕末に藩士の後藤象二郎と作ったが、一八七〇年には土佐藩と合併して九十九商会となる。しかし、三菱が海運業を發展させたのは、七四年の台湾出兵の時の一三隻の汽船払下げに始まり、七六年の江華島事件、七七年の西南戦争と、戦争のたびに政府の保護によって拡大し、まさしく「死の商人」として發展していったのである。

また一八八〇年の「工場払下げ概則」以後に実施され

た、官営工場の払下げを見ても、三菱や古河・浅野といった特定の「政商」に集中している。一八八一年に、北海道の官有物払下げ事件といった、不正な払下げが表面化して、おりからの自由民権運動と結びついて、政治危機にまで発展したのは、あまりにも有名な事実である。

明治政府と「政商」との結びつきは、その後も「三井の番頭」と言われた井上馨が、国家の元老として明治政府の財政顧問格になり、大蔵大臣や大蔵省官僚の人事にまでにらみを利かす勢力となった事実。日露戦争を遂行するため、曾禰荒助蔵省、阪谷芳郎次官、目賀田種太郎主税などの主催で、渋沢栄一・佐々木勇之助・池田謙三・豊川良平などの明治財界の巨頭を招待して戦時公債の募集について内談した「鮫鯨会」や、同じく戦時戦後の公債政策に実業家の協力を求めた「鰻会」など、明治期だけでも官僚と「政商」・財閥との癒着の事例は、枚挙にいとまがない。

しかも大正・昭和期になると、異常に大きい国家資本に對して、財閥資本家たちは砂糖に群がる蟻のようにあつまってきた。この構造は、今日の日本でも決して根本的に変化していないし、「政商」と呼ばれる日本語は今日でも生き続けている。オーナー型企業が少なく、「談合」という商取引の慣行が横行し「企業社会」と言われる日本の集団主義は、常に外国からも特異な目で見られている。明治以降の国家と「政商」・財閥との癒着は、現在の東南アジア

の開発独裁国家なみだとも言われている。このような資本主義を、どうして「自由主義」と言えるのであろうか。

四 明治維新の「遺産」

藤岡氏は、「明治維新はフランス革命に劣らないどころか、王様の首を切ったり、大勢の人々をギロチンで殺すような、殺戮をともしなう野蛮な革命よりはるかに素晴らし、誇つていい変革だった」（藤岡A、一二六頁）と強調する。

「廃藩置県」の革命性を強調する、氏の議論の初歩的な議論の誤りは、既にふれたが、維新を「民族革命」（岡義武「国民的独立と国家理性」『近代日本思想史講座』八、筑摩書房、一九六一年）と呼んだり、ナショナリズム運動としての意義を強調する議論は、かなり以前から存在する（坂田吉雄『明治維新史』未來社、一九六〇年）。

最近では、日本近代史の三谷博氏が『明治維新とナショナリズム』（山川出版、一九九七年）という本のなかで、「維新の過程で生じた犠牲者は、比較するとかなり少なかった。維新において政治的原因により死亡したのが確実なのは、王政復古直後の戊辰内乱で約八二〇〇人、その一〇年後の西南内乱で約一万一五〇〇人、その他小規模な戦闘や死刑によるものが約二五〇〇人、合わせて二万二二〇〇

人である。実際の数字は多くみた場合でも三万人内外ではないかと思われる。これに対し、人口が維新期日本の八〇%強(二七〇〇万人)であった大革命のフランスでは、内乱で約六〇万人、処刑で約五万人、対外戦争で四〇万人(ナポレオン戦争まで入れると一四〇万人)、合計一〇〇万人を超える死者が出た。流血の規模が二桁上回ったのである。ロシアや中国の革命の場合は、三桁違うのではないだろうか(二二〇頁)と語っている。

三谷氏の議論は、藤岡氏と同列にあつかうことも失礼な真面目な議論であるが、最近では、「新しい維新論」としてもてはやされている(山内昌之「世界でいちばん穏やかな革命」『本の旅人』一八号、一九九七年ほか)。しかし、戦死者「三万人内外」というのは、ほんとうに「無血革命」とか「平和革命」と言えるものだろうか。

日清戦争でさえ、死亡者は一万三四八七人であるが、その内戦死は一一三二人であり、傷死が二八五人、病死が一万一八九四人である。なんと死亡者の八八%は、マラリアなどの病気で死んでいるのである。そこで日本陸軍が開発したのが「征露丸」という薬で、さすがに戦後は「正露丸」としたが、ラッパのマークはそのままである。これは対ロシア戦用の万能薬である、というエピソードまである。ともかく最初の本格的な対外戦争である日清戦争でさえ、戦争死が一四一七人であるから、内戦で「三万人内

外」の死者というのは、いかに大きな数字であるかわかる。ちなみに日露戦争では、死亡者は六万八七九八人であり、戦死は四万八三五八人である。

フランス革命は、全ヨーロッパ戦争という性格をもって、ロシア・中国革命は世界戦争のなかの内戦という性格をもっていたので、そもそも比較がなり立たない。勝海舟・西郷隆盛の会談による「無血開城」が強調される明治維新も、実は日清戦争をはるかに上回る死者の出た内戦を経験していたことを忘れてはならない。この内戦が長期化していれば、どのような犠牲が出たか、考えるだけで恐ろしい結果になっている。

明治維新や日本の近代化が賛美されるなか、私は二つの研究に注目したいと考えている。ひとつは安丸良夫氏の明治維新史研究である。安丸氏は、「明治維新をはさむ日本社会の体制的な転換」は、「民衆の生活と意識の内部に国家がふかくたちいて、近代日本の国家的課題にあわせて、有用で価値的なものと無用・有害で無価値なものとのあいだに、ふかい分割線をひくことであった、といえよう。分割線の向う側にあるのは、旧慣・陋習・迷信・愚昧などであり、それらの全体が否定性をおびさせられていた」。近代天皇制国家にとって有用なものや無用なものに「分割線」が引かれ、女性・身障者・被差別民・少数民族などは、「無用」なものとして切り捨てられていったので

ある。そして、この近代天皇制「国家の形成過程は、人々の生活や意識の様式をとりわけ過剰同調型のものにつくりかえていった」のである（同「神々の明治維新」岩波新書、一九七九年、八―九頁）。

いま一人の山室信一氏は、その独自の「思想連鎖」論から、次のように語っている。

文明という思想基軸のもとに、異なった空間に存在する社会や人間の状態を時間的な前後関係に置き換え、そこにある多様性を文明化段階の到達度の違いとして配列するという世界の捉らえ方である。（略）欧米社会は人類進歩の頂点に位置し、他の社会はそれ以前の遅れた段階にあるというようにみる世界認識である。（同「アジア認識の基軸」、古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』京都大学人文科学研究所、一九九四年、一三頁）

近代の日本人は、ヨーロッパを認識し体験することによって、旧くからのアジアでの「礼」の秩序や朝貢体制を脱したが、そのかわり逆にアジアを「遅れた」として認識する「文明化」の基軸にとらわれていった。このことは、日本が植民地帝国を拡大する度に、ますます深く日本人の心性をとらえていった。

私は近年、被差別民、山家、漂白民、女性といった人々が、近代国家のなかで、どのように差別的「分割線」が引かれ、とらえられていったという問題を研究しているが

（前掲拙著「文明開化と民衆世界」参照）、次にはこのアジアのなかでの差別と同化政策の問題も考えてみたいと思つている（その一端は、拙稿「帝国「日本」の自画像」『立命館言語文化研究』第八巻三号、一九九七年参照）。

おわりに

藤岡氏らの議論を読んで、そのあまりにも単純な「善玉・悪玉」史観の二元論に驚かされたし、彼らの歴史認識の浅さにもあきれている。しかし、それではなぜ彼の『汚辱の近現代史』が四〇万部以上売れるベスト・セラーになったのであろうか。

阪神大震災、住専・銀行・生命保険会社の倒産などは、人々に大きな打撃と不安を与え、そのなかで一九八〇年代の経済成長期の「大国主義」とは異なった、新しい「危機管理国家」を指すナショナリズムが生まれていることや、藤岡氏を売り出し、政治的に利用しようとしている人たちの分析は、巻頭の岩井忠熊氏の論稿に譲りたい。私は、藤岡氏らの運動の新しさのひとつは、戦後はじめて、政府・自民党などがすすめてきた、教科書検定などの上からの保守改革に対して、それを上まわる保守の主張が、下からの「国民」運動として組織されてきたことにあると考えている。戦前の歴史で言えば、イタリアのファシズム運

動やドイツのナチズムに対応するものである。

しかし、最後に私はむしろ、私たち自身の側の問題として、次の二つの点を指摘しておきたい。ひとつは、私たちの歴史研究が、あまりにも「蝸壺化」(丸山真男氏)して、一般の人々や歴史教育の現場にいる人々と断絶していることである。研究の進展による個別化・細分化はいたしかたがないとしても、一般の人々の歴史認識や、歴史教育の現場に、私たちの歴史研究が影響力を失なってきたのは問題である。その間隙を藤岡氏たちの運動はついている所がある。一般の人々も読めるような歴史書を書いたり、現場の教師たちと協力しながら教科書や参考書を作っていくことが、これからも重要な課題になってきている。

いまひとつは、これは既に吉田裕氏にも主張しているが(同「閉塞するナショナリズム」『世界』第六三三号、一九九七年)、歴史学(特に近代史)の成果が、学界全体の共通財産になっていないという問題である。明治維新をアジアの開発独裁型国家への第一歩の変革と見る中村哲(同「明治維新」集英社、一九九二年)・坂野潤治(同「日本政治史」放送大学教育振興会、一九九三年)氏らの議論。日清戦争の開戦までに、為政者(井上馨ら)のなかに、非戦論的大陸国家論があったとする高橋秀直氏の議論(同「日清戦争への道」東京創元社、一九九一年)。明治維新を「非西欧世界における国民国家形成の起点」とみる西川長夫氏の議論(同

「日本型国民国家の形成」『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社、一九九五年、二四頁)。先の三谷博氏の「プロト国民国家」論など、明治維新をめぐる様々な議論が展開されている。今どき二七年テーゼや三二年テーゼで明治維新を議論している論者は、殆ど皆無である。そもそも「コミンテルン史観」などというものは、もうとつとつに過去の亡霊である。

しかし残念ながら、このような歴史学の成果が、一般の人々に知らされないばかりか、学界のなかでも徹底して討論されていない。私はよく「学会というのは、人が集まる所で、学問が集まる所ではなくてきたのではないか」という悪口を言っている。今こそ、大胆で新鮮な明治維新像を提起することが、多くの人々に求められているのではないだろうか。討論の深化を期待したい。

(小樽商科大学教授)